

# 静岡県教育委員会

## 議事録

令和2年度 第8回定例  
9月2日（水）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

令和2年 9月2日に教育委員会第8回定例会を招集した。

- |   |      |               |         |        |
|---|------|---------------|---------|--------|
| 1 | 開催日時 | 令和2年 9月2日 (水) | 開会      | 13時30分 |
|   |      |               | 閉会      | 14時00分 |
| 2 | 会場   | 教育委員会議室       |         |        |
| 3 | 出席者  | 教 育 長         | 木 苗 直 秀 |        |
|   |      | 委 員           | 渡 邊 靖 乃 |        |
|   |      | 委 員           | 藤 井 明   |        |
|   |      | 委 員           | 加 藤 百合子 |        |
|   |      | 委 員           | 伊 東 幸 宏 |        |
|   |      | 委 員           | 小野澤 宏 時 |        |

事務局 (説明員)	長 澤 由 哉	教育部長
	松 井 和 子	教育監
	伏 見 光 博	参事 (総括担当)
	塩 崎 克 幸	参事 (学校改革担当)
	堀 口 敬 記	教育総務課長
	中 山 雄 二	教育政策課長
	青 木 康 行	財務課長
	松 下 明 生	教育施設課長
	本 村 勉	教育厚生課長
	宮 崎 文 秀	参事兼義務教育課長
	本 多 伸 治	高校教育課長
	伊 賀 匡	特別支援教育課長
	山 下 英 作	社会教育課長
	近 藤 浩 通	健康体育課長

#### 4 その他

(1) 第26号議案は可決された。

##### 【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。

本日の定例会については、新型コロナウイルス感染症対策のため、インターネットを活用して開催する。

今回の議事録の署名は、私のほか、加藤委員にお願いする。

【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。  
第 26 号議案は議会提出前案件のため、非公開としたいが、異議はあるか。

全 委 員： 異議なし。

教 育 長： それでは第 26 号議案は非公開とする。

(会議の非公開)

教 育 長： 会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

**<非>第 26 号議案 令和 2 年 9 月県議会定例会に提出する議案**

教 育 長： 第 26 号議案「令和 2 年 9 月県議会定例会に提出する議案」について、青木財務課長、松下教育施設課長より説明願う。

関 係 課 長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： まず、補正予算について 1 点確認したい。教育委員会として是非確保したかったが、確保できなかった若しくは減額されてしまった予算はあるか。

財 務 課 長： 7 月以降財政課と調整を行ってきたが、教育委員会として必要な事業については、ほぼ認められているという状況である。前回、御説明させていただいた時点から若干変更となった部分があり、議案書 3 ページウ『見直し等による事業費の減額』とエ『その他』の内、『県立学校等長寿命化事業費』について、若干端数が変更となった。それ以外の予算については、前回御説明したとおりである。

藤 井 委 員： 承知した。もう 1 点確認したい。損害賠償請求の件について、請求すること自体は当然の事と考えるが、この訴訟について勝算はあるのか。説明を聞く限り、難易度が高いのではないかと思うが。

教育施設課長： 説明の際にも触れさせていただいたが、この件については、県の顧問弁護士と複数年に渡って相談を行っている。不法行為があること、事業に基づく協定に違反をしていること、債務不履行等、いくつか業者側の瑕疵が見受けられることから、必ず勝てるということはないが、勝つ可能性があるということで、訴訟に踏み切るものである。

藤 井 委 員： 承知した。もう 1 点気になるのは、補足資料の 4『被害等の状況』に今後修繕する箇所に関する記載があるが、このうち屋上避雷設備は、校舎を使用する上での安全に関わる設備だと思う。何故、すぐに修繕しないのか。

教育施設課長： 屋上避雷設備の被害については、ワイヤーを屋上の周囲に張り巡らせているが、太陽光パネルの飛散によりいくつか切れてしまった。これについてはバイパスして繋ぐことで応急措置を行い、落雷に対して問題がない状態となっている。ただ、あくまで応急処置であるため、長期的

な対応としては心もとないが、正式に修繕すると一度全て撤去をして行う大掛かりなものとなるため、緊急ということで対応している。機械設備や外壁等についても、足場をかけるなど長期間に工事が及ぶことから、応急的な措置として、学校等にもヒアリングを行い、緊急なものを優先したということである。何故、すぐに修繕しないのかという御質問については、発生当時は全て業者に対応させる前提でいたが、業者との交渉が決裂したため、予算措置をして、緊急なものを優先して実施した。

藤井委員： 承知した。今後修繕する箇所について、校舎として使う以上、修復は必要であると思うので、訴訟の勝敗に関わらず、しっかり対応して欲しい。

教 育 長： 他に質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 原案のとおり可決することに異議はあるか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第26号議案について可決する。

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。

これをもって、令和2年度第8回教育委員会定例会を閉会とする。